

令和2年4月 8日 各会派代表者会議
(令和2年5月 1日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月 7日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月22日改定 コロナ調整会議)
(令和2年5月29日改定 コロナ調整会議)
(令和2年6月19日改定 コロナ調整会議)
(令和2年8月 7日改定 各会派代表者会議)
(令和2年9月16日改定 コロナ調整会議)
(令和3年2月 5日改定 コロナ調整会議)
(令和3年9月10日改定 コロナ調整会議)
(令和4年1月26日改定 コロナ調整会議)

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、経済再生・雇用の維持等について、議会が一体となってその役割を最大限に発揮し、迅速かつ的確な対応をする必要があることから、引き続き当面の間、下記事項を各会派並びに議員各位に願います。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用（不織布マスクを推奨）等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (3) 自宅療養又は待機を求める場合
議員又は同居人が次のいずれかに該当する場合は、自宅療養又は待機を求める
また、速やかに各会派代表者を通じて議長(事務局)に報告すること
 - ① 新型コロナウイルス陽性が判明した場合
 - ② 発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合
 - ③ PCR検査又は抗原定量検査等の検査（以下、「PCR検査等」という。）を受検した場合、若しくは受検予定の場合
 - ④ 濃厚接触者に該当する恐れがある場合(下記(4)の判断待ちの期間を含む)
- (4) 濃厚接触者に該当するか否かの判断
 - ① 原則として権限を有する保健所による積極的疫学調査に基づく判断による
 - ② 上記の調査が実施されない場合は、県健康福祉部感染症対策課作成のフローチャート(別添)により当該議員自身が判断する
- (5) 議員が濃厚接触者と判断された場合等の取扱い
 - ① 議員が濃厚接触者と判断された場合には、登庁を自粛し待機を求める
 - ② 待機期間は、無症状の場合は、最短でも陽性者と最後に会った日の翌日から10日間(健康観察期間)とする。但し、待機期間が本会議開会期間と重複する議員で、議長の要請に応じて受検したPCR検査等の結果が陰性であった場合は、待機期間の10日を待たずに登庁を認める。なお、症状がある場合は、医師の診断による
 - ③ 上記②のPCR検査等に必要な費用は、公費負担とする
 - ④ 同居人が、第三者の濃厚接触者に該当する場合又は上記(3)②若しくは③に該当する場合は、医師の診断又はPCR検査・抗原検査(自費の場合あり)で「陰性」判定があれば登庁を認める

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ② ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

3 各会派代表者会議（新型コロナウイルス感染症対策調整会議）の開催

新型コロナウイルス感染症への議会对応についての調整会議として各会派代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 会議は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 本会議、常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員が感染した場合、議員氏名を公表する。
- (2) 議員が、上記(1)の議員の濃厚接触者であると特定された場合、会派名及び人数を公表する(氏名は公表しない。)。ただし、公表により議員名が特定される場合は、個人情報保護の観点から、当該議員の同意を得た上で行う。
- (3) 本会議等の対応については、令和3年9月10日のコロナ調整会議で確認した内容による。